

公布された規則のあらまし

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

出先機関の長及び副所長等の職務等を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第8条、第69条、第71条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。